

松江市情報公開審査会答申  
(答申第 11 号)

令和 6 年 4 月

松 江 市

## 別 紙

答申第 11 号

## 答 申

### 1 審査会の結論

松江市長が審査請求人に対し、令和 5 年 6 月 8 日付けこ政第 142 号公文書部分公開決定通知書でした公文書部分公開決定のうち、「ヒアリングシート」を非公開とした決定は妥当である。

### 2 事案の概要

本件は、審査請求人が行った公文書公開請求の中で、松江市内に所在する私立の認可保育所である ██████████ 保育園（以下「本件保育所」という。）について「令和 3 年 12 月 27 日付け『██████████ 保育園への是正改善項目の通知について』」の中で、本件保育所でなぜ心理的虐待が認められず、その文面中で『保護者から疑問を持たれたこと』と述べるにとどめられているかについて、その理由を示してほしい」という趣旨の請求がなされていたことに対して、松江市長（以下「実施機関」という。）による公文書部分公開決定処分の中において、上記趣旨の請求に対応する公文書として「ヒアリングシート」（以下「本件ヒアリングシート」という。）を特定しつつ同ヒアリングシートを松江市情報公開条例（以下「条例」という。）第 7 条第 2 号及び第 6 号に基づき非公開とする決定（以下「本件決定」という。）がなされたことにつき、審査請求人が本件決定部分の取消し及び本件ヒアリングシートの公開を求めて、本件審査請求を行った事案である。

### 3 当事者の主張

#### (1) 審査請求人の主張の要旨

ア 本件保育所で保育されている複数の児童が虐待を受けているという不適切保育の事実を確認し、その根拠及び監督官庁である松江市が適正なる監督及び指導を行っているかを調査し、その不適切保育の存否を確認し、その結果を広く周知し、市民の知る権利と報道の自由という目的で情報公開請求を行った。児童の生命、健康、生活を保護することは、本件ヒアリングシートを非公開とする本件決定による個人的権利の尊重と比較考量しても、また条例第 1 条の「市民の知る権利の尊重」及び第 7 条の「公開の原則」から鑑みても、本件決定による非公開情報を公開し、現状を把握し、広く市民に情報を提供し、市民の生命、財産を守ることの方が重要である。

イ 実施機関が主張する非公開理由は「発言者が真実を発言することを回避する結果となることが予想され」とか「監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ということだが、「予想」や「おそれ」は抽象的なものであり、断定されたものではない。

ウ 条例第9条（公益上の理由による裁量的公開）に基づいて本件ヒアリングシートを公開すべきである。

(2) 実施機関の主張の要旨

ア 児童の生命、健康、生活を保護するため情報を公開する必要性について確たる主張がない。

イ 条例第1条「市民の知る権利」及び第7条「公開の原則」について、条例は、市民であれば何人にも公文書公開請求の権利を認めていることから、公開するかどうかの決定を行うに当たっては、公開を求める目的、公文書に記載されている情報と公開請求者の関係の有無等、公開請求者の属性に関することは斟酌できないと考えるべきである。条例第7条各号に規定する非公開情報に該当するか否かを客観的かつ合理的に判断し、非公開情報に該当しないものを公開するのであるから、審査請求人の主張は採用できない。

ウ 本件ヒアリングシートは、不適切保育の事実確認のために、実施機関が本件保育所の職員に要請し聴き取りした記録である。聴き取り調査に強制力はないため対象者の協力が不可欠である。ヒアリング内容が公開されることになれば、安心して自由かつ率直な意見を言うことができなくなり、特に発言者の特定につながる情報や不名誉な情報などの提供が拒否され、ヒアリングによる情報収集ができなくなる。

エ 本件では、上記ウのとおり非公開情報を公開すると監査事務に著しい支障が生じるから、公益上の理由による裁量的公開を認めるべきではない。

4 審査会の判断

(1) 前提事実

ア 松江市は、令和3年12月14日、児童福祉法第46条第1項に基づき、本件保育所に対し実地監査（以下「本件監査」という。）を実施した。

なお、児童福祉法第46条第1項は、「都道府県知事は、第45条第1項及び前条第1項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。」と定めている（注：中核市である松江市においては、松江市長が同規定の都道府県知事に係る権限を有している。）。そして、同法第45条第1項は児童福祉施設に関し「都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。」と定める。

イ 松江市は本件監査において本件保育所の職員から聴取（以下「本件聴取」という。）を行い、その内容を記録し本件ヒアリングシートを作成した。本件監査では、本件保育所の職員から本件聴取をするにあたり、公益通報者保護の観点から、外部へ公開し

ないことを前提に承諾を得て行われた。

ウ 審査請求人は、令和5年5月22日（受付日）、実施機関に対して、概要次の3点の事項が分かるものについて公文書公開請求を行った。

①保育園での心理的虐待が疑われる場合に松江市による監査がどのように行われるのかについてのマニュアル（手順・内容・方法等）

②上記①に関連し、是正勧告がどのように行われるのかが分かるもの

③令和3年12月27日付けでなされた本件保育所への是正改善項目の通知において、なぜ心理的虐待が認められず、「保護者から疑念を持たれたこと」という表現にとどめられているのかについて理由が分かるもの

これを受けて実施機関は、審査請求人に対し、令和5年6月8日付けで公文書部分公開決定処分をしたが、上記③については対象公文書を「ヒアリングシート」と特定の上で、「ヒアリング対象者」は「個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため」条例第7条第2号に該当し、「ヒアリング内容」は「発言内容の公開により、今後の同種の監査において、発言者が真実を発言することを回避する結果となることが予想され、正確な真実の把握が困難となり、監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」同条第6号に該当するとして、本件ヒアリングシート全体を非公開とする旨の本件決定をした（なお、上記①については文書不存在、上記②については公開とされている。）。

その後、令和5年6月29日、審査請求人は、上記公文書部分公開決定処分のうち本件ヒアリングシートを非公開とした部分について、その取消し及び公開決定を求めて本件審査請求を行った。

エ 当審査会が条例第22条第1項に基づき本件ヒアリングシートを検分したところ、本件ヒアリングシートには、本件監査の際の記録として次の事項が記載されていた。

(ア) 松江市から本件聴取を受けた本件保育所の職員の氏ないし当該職員の役職名

(イ) 上記(ア)の聴取対象者ごとに松江市が行った質問とそれに対する当該聴取対象者の回答その他の発言

なお、本件ヒアリングシートの記載内容からは、上記ウ③記載の請求に対応する公文書として実施機関が本件ヒアリングシートを特定した点に関して、特に問題は認められなかった。

(2) 条例第7条第2号該当性（個人情報）

上記(1)エ(ア)の本件保育所の職員の氏ないし当該職員の役職名は、当該職員個人に関する情報であって、特定の個人すなわち当該職員を識別することができるものであるから、条例第7条第2号所定の非公開事由に該当する。

ところで、審査請求人は本件保育所に入所する児童の生命、健康、生活を保護するため、本件ヒアリングシートを公開する必要があるとするが、これは条例第7条第2号ただし書きの事由がある旨の主張と考えられる。しかし、本件保育所の職員の氏ないし当該職員の役職名を公開することにより本件保育所に入所する児童の生命、健康、生活

を保護することに直接つながると認められないから、同号ただし書イ所定の事由があるとは認められない。

(3) 条例第7条第6号該当性（事務事業執行情報）

ア 児童福祉法第46条第1項に基づく実地監査（以下単に「実地監査」という。）は児童福祉施設の設備及び運営等についての基準を維持できているか否かを把握するために行われるものであり、関係事実について正確に把握する必要がある。実地監査においては関係者から事情聴取を行うことができるが、こうした事情聴取においては聴取対象者が話した内容が外部に出ないようにすることが正確な事実の把握のためには重要である。

イ 本件監査では本件保育所の職員から本件聴取をするに当たり、公益通報者保護の観点から、外部へ公開しないことを前提に承諾を得て行われたが、これは正に上記趣旨を徹底するためであると言える。仮にこのような承諾を反故にして本件ヒアリングシートが公開されるとすればヒアリング対象者からの不信を招き、今後の監査において聴取対象者はありのままを話すことをためらい、結果として監査事務全般に支障が生じることになるであろうことは明らかである。

ウ 以上のことからすると、本件ヒアリングシートについては、これを公開すると松江市による今後の同種の実地監査において、聴取対象者が真実を発言することを回避する結果となることが予想され、正確な真実の把握が困難となり、同市の監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、条例第7条第6号所定の非公開事由に該当する。

(4) 公益上の理由による裁量的公開（条例第9条）の要否

ア 条例第9条は、条例第7条各号により公開が禁止される情報について、公益上特に必要がある場合に、処分庁の高度な行政的判断により裁量的公開を行うことができる旨を定めたものであって、同条の規定に基づいて公開するかしないかは、処分庁の裁量に委ねられているものである。そして、公益上公開が特に必要であるか否かは、公開請求される情報の性質、内容等に応じて、公開することにより得られる公益保護の程度と非公開事項の規定により保護される利益とを個別具体的に比較衡量ないしは検証し、客観的に見て、なお公開する利益が優先すると判断される場合にのみ許されるものである。

イ 本件では、条例第9条にいう公益上特に必要であるような事情は認められない。

(5) よって、本件ヒアリングシートを非公開とした本件決定は妥当である。

5 審査会の処理経過等

別記のとおりである。

## 別記

### 1 審査会の処理経過

年月日	内容
令和5年9月7日	松江市長（以下「審査庁」という。）から諮問
令和5年10月3日 （審査会第1回目）	審議
令和5年11月7日 （審査会第2回目）	審議
令和5年12月12日 （審査会第3回目）	審議
令和6年1月16日 （審査会第4回目）	審議
令和6年2月19日 （審査会第5回目）	審議
令和6年3月11日 （審査会第6回目）	審議
令和6年4月11日	審査庁に対して答申

### 2 松江市情報公開審査会委員名簿

氏名	所属等	備考
嘉村 雄司	島根大学法文学部准教授	会長
梶谷 なつみ	司法書士・行政書士	
熊谷 優花	弁護士	
黒澤 修一郎	島根大学法文学部准教授	
野島 和朋	弁護士	会長職務代理者